

月次総会議事録

令和6年（第4回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年4月24日（水）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
い 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席

事務局

局長	桑山 隆	次長	中村 浩孝
農地係 主事	栗田 朱夏		

農林水産課

課長	松尾 好起		
農政係 主事	原田 遼太	主事	猿木 真吾
事務員	甲斐 彩香		

現地調査（東地区）

4月18日（木） 午前8時45分から

馬田会長、井相田総務委員長代理、前田委員、久保田委員 事務局3名

現地調査（東地区）

4月18日（木） 午後1時30分から

馬田会長、井相田総務委員長代理、東田委員、柳委員 事務局3名

馬田 禎紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

議長 ただ今より、令和 6 年第 4 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 18 名
本日の出席委員数 18 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、7 番 橋本 末弘 委員、10 番 都倉 澄子 委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 32 号を議題といたします。
議案第 32 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 平岡町新在家 []、[] 平米 外 1 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

2 平荘町山角 []、[] 平米 外 5 筆、計 [] 平米。 [] さん 外 3 名から、 [] へ。農地所有適格法人。

議案書 2 ページをご覧ください。

3 平荘町里 []、[] 平米 外 5 筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

4 上荘町都染 []、[] 平米。 [] さん 外 2 名から、 []

■さんへ。

審議参考資料 2 ページをご覧ください。

5 東神吉町出河原■、■平米。■さんから、■

■さんへ。

6 西神吉町岸■、■平米。■さんから、■さんへ。新設農家。

議案書 3 ページをご覧ください。

7 志方町志方町■、■平米 外 2 筆、計■平米。

■さんから、■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。なお、6 番の案件については新設農家となっており、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～2 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、6 番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号 14 番 柳です。4 月 18 日木曜日 午後 3 時 45 分より、馬田会長、井相田総務委員長代理、東田委員と私、事務局 3 名の合計 7 名で、議案第 32 号 6 番の譲受人である■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

■さんは、以前より家庭菜園等で農作物を育てることが好きで、県の就農希望者向けセミナーに参加されたことをきっかけにトマト農家を志し、勤めていた企業を退職後、県立農業大学校で実践研修をされながら、就農に向けて準備をしてこられました。現在は農業大学校のハウスを 2 棟借りる形で、大玉トマトと中玉トマトを 2.5 アールずつ、定植から収穫、販売まで取り組まれ、今年は年間 350 万円ほどの収入を見込んでいるそうです。今後の経営のことを考えて、現在も、申請地の岸から近い、神吉、高砂地区のふぁ～みんSHOP とヤマダストアーにて委託販売を行っており、販売ルートを確保されています。

申請地取得後は、ハウスを 3 棟設置予定で、はじめは土耕でハウストマトを栽培され、いずれは連作障害に対応するため水耕での栽培も考えておられました。申請地は自宅からも実家からも近く、ご家族にも手伝ってもらいながら、年間を通してしっかり管理されとのこと。今回の就農準備にあたっては県の補助を受けておられ、今後も、国・県市の補助金等を申請され、ハウスの設置等を進めていくとのこと。

ヒアリングの中で、トマト栽培においては、土づくりと特に水が大切なので、しっかり水質検査等された上で、安心安全な野菜をつくってほしい、また、地域で横のつながりをつくり、栽培方法や補助事業等については、今後も普及センターや市などにも積極的に相談していただき、加古川市での就農をぜひ頑張ってもらいたいと伝えました。

新設の農家として地域調和条件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまふ。以上、よろしくご審議願ひます。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第32号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第32号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第32号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第33号を議題といたします。

議案第33号の11件については、3月12日から4月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第34号を議題といたします。

議案第34号について、事務局の議案朗読及び説明を願ひます。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、株式会社■■■■■へ。露天資材置場。

2 八幡町中西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、有限会社■■■■へ。露天駐車場。上申書添付。

3 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん。外1名へ。住宅用地。建築許可申請併願。
全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

1番及び3番につきましては、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

2番の案件につきましては、隣接農地所有者からの同意書が添付できない旨の上申書が添付されており、転用事業者及び隣接農地所有者から聞き取り調査を行っております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、久保田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第34号の1番。申請の土地の位置は大野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が雑種地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、庄司委員でした。

次に、議案第34号の2番。申請の土地の位置は中西条の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・宅地、西が畑・宅地、南が水路・道路、北が畑でした。地元立会委員は、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、東田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第34号の3番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が分筆田、南が道路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。議案第34号の2番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書が提出されている件について、4月18日木曜日に、馬田会長、井相田総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、概要を報告します。

まず、同意をされなかった隣接農地所有者である2名からの聞き取りを行いました。隣接農地にあたる中西条■■■■番地及び■■■■番地については、現在どちらも畑作をされているとのこと。そして今回同意に至らなかった経緯についてお聞きしたところ、令和5年10月に事業者より、この度の申請地で資材置場として転用するとの説明があり、同意書への押印を求められたとのこと。資材置場になってしまうと、町内環境を乱す恐れもあり、町内会長を通じて、地元住民への説明をしていただくよう事業者へお願いをしたが、説明はされなかったとのこと。また、申請地は越田となっており、隣接農地から申請地を通じて排水がされており、転用されると排水できなくなるという不安も抱えておられるとのことでしたので、事業者へその点を確認することで隣接農地所有者からの聞き取り調査を終了しました。

次に転用事業者である有限会社■■■■■■■■■■の■■■■氏より聞き取り調査を行いました。申請書に同意書が添付されていない経緯についてお聞きしたところ、隣接農地所有者のお二人に同意をもらいに行ったが印を押してもらえず、町内会長を通じて話をするようにとのことだったので、町内会長と5、6回に渡って説明を行ってきたそうです。町内会長自身は反対をしないとの回答を得ており、隣接農地所有者の二人に会わせてほしい旨伝えましたが、お会いできなかったとのこと。転用された場合の隣接農地への影響についてお聞きしましたが、現在の計画では隣接農地の排水設備について含まれていなかったため、再度検討していただくようお願いをしました。

また、地元が不信感を抱いているのは事実なので、新たな計画図面を示したうえで再度町内会等での説明を行うよう伝え、聞き取り調査を終了しました。

変更後の計画やその後の経緯については、この後事務局より補足説明があると思います。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。

議長 事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局長 まず、A4の横版の資料ですが、転用事業者が聞き取り調査時に、馬田委員と前田委員等からの指導により、隣接農地の排水経路を確保するために、申請地である当該土地の南側の市道沿いの加古川市治水対策課所管の用悪水路へ向かって、額縁の形でU字溝を配置し、排水する計画図となっております。

この資料が4月22日、転用事業者から提出されております。

次に、A4の縦版の誓約書兼説明書と表題のある資料ですが、4月23日午前11時44分にFAXされた資料でございます。内容はご覧の通り、4月21日に開催された八幡町中西条町内会の総会で、町内会長から当該転用事業の説明をしていただき、異議なしであったということが書かれております。

ところが同じく4月23日午後3時30分、八幡町中西条の隣接農地の所有者農地の所有者の1人である[]氏が同じ集落の[]氏とともに事務局に來られて、私に対応させていただきました。

両氏が話された内容でございますが、中西条町内会の総会に引き続いて、農地・水・環境の協議会の総会とまちづくり協議会の総会の3つの総会が行われたということですが、いずれからも、町内会長から当該農地の転用に関する話は一切なかった。ということでございます。

まちづくり協議会の資料の次第には、その他として、農地転用申請についてという記載はございましたが、具体的な土地を特定した農地転用の話ではなく、地縁者住宅や新規居住者のエリアに関する説明の資料でした。

また両氏からは、隣接農地所有者と町内会役員が揃った形で転用事業者から事業内容を聞かせて欲しいと要請したものの、転用事業者は隣接のお二人とだったら話ししますけど、役員のたくさんいる場合には行きたくないということで説明を固辞されている、とのことでした。

以上で追加で提出のあった資料並びに事務局で聞き取りを行った内容の概要の説明を終わらせていただきます。

馬田委員 議席番号6番 馬田です。本案件について、申請書の内容を確認しましたが、土地の売買価額並びに造成工事の見積もりが他の案件に比べかなり低く、転用事業の実現に疑義があるのではと思っています。また、転用事業者の主張と隣接農地の所有者の主張に明らかに齟齬が生じております。

議長 ここで暫時休憩に入ります。

(休憩 14時10分)

(再開 14時25分)

議長 只今より審議を再開します。

議長 議案第34号について、ご意見、ご質問等を賜ります。

前田委員 議席番号8番 前田です。先ほど報告した通り両者の言い分が相反しております。また、私から町内会長に電話し調整の労をとってほしい旨もお願いしましたが、聞き入れてはもらえませんでした。

議長 ほかにご意見等はございませんか。

意見なし

議長 議案第34号2番の案件については、町内会内の住民の抱える不安等に対して町内会長が動いていないようです。地域の問題となっている事案について、農業委員会としては、判断を下すのは難しいと思いますがいかがでしょうか。

意見なし

議長 ご意見等ないようですので、議案第34号のうち1番並びに3番については、許可相当の意見書を、2番については、審議内容を付したうえで許可相当、不許可相当の判断には至らなかった旨の意見書を添付し、県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第34号についてはそのように決定します。
なお、意見書記載の文言については、私に一任ということでよろしいでしょうか。

異議なし

議長 ではそのようにさせていただきます。

議長 次に、議案第35号を議題といたします。
議案第35号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地等の転用目的で競売に参加するために、農地法第5条の規定による県知事の買受適格証明の認定を受けようとするもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第35号 農地等の転用目的で競売に参加するための買受適格証明交付申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町中野[]、[]平米。申請者 株式会社 []

[]。露天資材置場。農地法5条許可。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及

び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

なお、この案件について可決され、受人の方が落札された後、農地法第5条許可申請書が提出されましたら、内容が変わらない限り、委員会上程はなしに、ただちに県に進達し、許可書が交付されることとなります。その際は直近の月次総会で報告させていただきます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、久保田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第35号の1番。申請の土地の位置は中野の北、現況は畑作、一部宅地。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地・田、南が水路・道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝす。地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第35号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第35号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第36号を議題といたします。

議案第36号の1件については、3月12日から4月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第37号を議題といたします。

議案第37号の8件については、3月12日から4月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議

案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第38号を議題といたします。
議案第38号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第38号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。
1 上荘町菓栗[]、[]平米の内[]平米。[]さん。農業用倉庫。
この案件について、地元委員による現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び地元委員現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件については、定例現地調査ではなく地元上荘町地区の委員により調査いただいております。上荘町の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号3番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月13日、調査者は、柳委員、柿本委員、前川推進委員と私の計4名で実施しました。
議案第38号の1番。申請の土地の位置は菓栗の北中。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第38号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第38号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第38号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第39号を議題といたします。
議案第39号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第39号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町神野[]、[]平米。[]さん、昭和50年1月頃。

2 八幡町下村[]、[]平米 外1筆、計[]平米。[]さん、昭和50年。

3 八幡町宗佐[]、[]平米。[]さん、昭和60年4月17日以前。

4 八幡町上西条[]、[]平米。[]さん、平成3年頃。

議案書15ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

5 八幡町中西条[]、[]平米。[]さん、昭和42年11月28日。

6 平荘町里[]、[]平米。[]さん、昭和51年1月頃。

7 平荘町磐[]、[]平米。[]さん、昭和62年頃。

8 志方町東中[]、[]平米。[]さん、平成6年以前。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

1～5番、及び8番につきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。6番及び7番につきましては、農業振興地域農用地内の土地であるため、加古川市農業振興地域整備計画において支障がないかを農林水産課へ意見照会をしました。6番につきましては、農用地利用計画に支障をきたす恐れがあるとの回答がありました。このことから、非農地証明基準を満たしていないものと考えております。また、7番につきましては、支障なしとの回答がありました。こちらについては、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から5番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、前田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第39号の1番。申請の土地の位置は神野の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第39号の2番。申請の土地の位置は下村の西。申請地の状況は宅地及び雑種地となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第39号の3番。申請の土地の位置は宗佐の北。申請地の状況は竹林となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第39号の4番。申請の土地の位置は上西条の北。申請地の状況は資材置場となっており、申請どおりかと思われれます。

次に、議案第39号の5番。申請の土地の位置は中西条の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。以上4件、地元立会委員は、八代醒推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、6番から8番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年4月18日、調査者は、馬田会長、井相田総務委員長代理、柳委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第39号の6番。申請の土地の位置は里の西。申請地の状況は、雑種地となっており、一部に倉庫が建っていました。事務局に確認したところ、こちらは農業振興地域の農用地区域内であるとのことでした。

次に、議案第39号の7番。申請の土地の位置は磐の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われれます。事務局に確認したところ、こちらは農業振興地域の農用地区域内であるとのことでした。以上2件、地元立会委員は、都倉正委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第39号の8番。申請の土地の位置は東中の西。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、丸山委員、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第39号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第39号について、6番以外については承認することとし、6番については非農地証明要件を満たしていない旨の文書を送付することとして異議ございませんか。

異議なし

議長 議案第39号について、6番以外については承認することとし、6番については非農地証明要件を満たしていない旨の文書を送付することに決定いたします。

議長 次に、議案第40号を議題といたします。
議案第40号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

農林水産課長 失礼いたします。4月より人事異動で農林水産課長に着任いたしました松尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、41号、42号の2件を上程させていただいております。この後担当者より説明を行います。よろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第41号を議題といたします。
議案第41号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書18ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数8戸、農地の中間的受け皿となる者の数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する者の数9戸。筆数13筆、面積16,017平米です。

続きまして、19ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番については、丸山良作 委員 並びに藤原 正樹 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員と藤原委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、丸山委員・藤原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員 退席)

議長 では、議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書21ページの各筆明細の7番並びに8番の案件につきましては、貸す者 2名、借りる者 農事組合法人 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番について、原案のとおり決定いたします。
それでは、丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員に着席願います。

(丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員 着席)

議長 次に、議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番を除く、1番から9番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書20ページからの各筆明細の7番並びに8番を除く1番から9番の案件につきましては、貸す者 7名、借りる者 7名です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料8ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番を除く、1番から9番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号のうち各筆明細7番並びに8番を除く、1番から9番について、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第42号を議題といたします。

まず、株式会社 ■■■の案件について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。

この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第42号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案23ページ及び審議参考資料の9ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、加古川市平荘町里■■■■■。申請者は、株式会社■■■■■様です。株式会社■■■■■様は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案24ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、稲作です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は作付面積650a、生産量35tで、目標は作付面積2,000a、生産量108tです。

続きまして、議案25ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。機械導入についてはスーパーL資金を活用し、機械操作については早期習得のため、メーカーに技術指導を行ってもらいます。また、年間の栽培計画を確立し、農薬メーカーと肥料体系を見直し、改善点を把握することで品質向上を図ります。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。経営規模拡大に伴い、栽培計画を確立し、管理体制を整えることで作業の効率化を図ります。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現状、労働計画の確立はされていますが、効率化が図れていないため、ドローンの導入等の最新の技術を取り入れ効率化を図ります。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現状、農地の集約が出来ておらず非効率になっているため、農地を集積し効率化を図ります。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号18番の丸山です。株式会社■■■■■の農業経営改善計画について、4月16日火曜日、農業委員室にて、代表取締役の■■■■■さんにお越しいただき、都倉農政委員長代理と私、事務局3名、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について、聞き取り調査を行いましたので、報告します。

株式会社■■■■■は、米穀類の販売を主な事業としており、平成25年7月から利用権設定により農業経営を開始されています。現在は、多収で品質の

良い「ぴかまる」という品種の水稻栽培をされており、平荘町の上原、山角、上荘町の小野、薬栗を中心に営農し、地域の農業を担っておられます。平成26年に農業経営改善計画が認定され、今回が3回目の申請です。

この度の申請による経営改善目標については、まず、農地を集積、集約することで効率化を図ることを挙げておられました。当初、耕作放棄地状態の農地を借りて土づくりから始めたことや、現耕作地が点在していることにより効率が悪い部分があったが、今後は現在6.5haある作付面積を、20haを目標として拡大していくとともに、作業効率が上がるよう、農地を出来るだけ集約していきたいとのこと。今後も地域の農地を守るという目標をもって、荒廃してしまいそうな農地を積極的に借りて、作付けしていくと仰っていました。

また、元々が米の卸し業なので、第1次産業から第6次産業まで自社でスムーズに展開できる強みがあり、独自のブランド米も、イオングループへの販路を確保されているとのこと。今後も安定した経営が見込まれます。今後は新たに就農希望者を雇用して、各地域を任せていきたいなどのお話もありました。

他にも機械の導入についてはスーパーL資金を活用する、機械操作の早期取得のためメーカーに技術指導を行ってもらい、管理体制を整え、ドローンの導入等最新技術も取り入れることで作業の効率化を図るなど、実情を反映した農業経営改善計画となっております。

以上のことから、今回の計画は適正なものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第42号のうち、株式会社 ■■■の案件について、ご意見を承ります。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。年間所得の■■■万円、目標■■■■万円は社長の給料ですか。どういう所得でしょうか。

農林水産課 ご質問ありがとうございます。

株式会社 ■■■の農業部門における収入から実際にかかる費用を差し引いた額が5万円の黒字でその額を主たる従事者一人の年間所得として、算出しています。

堀江委員 損益計算書の剰余金なのか、年間所得なのかどれなのでしょう。

農林水産課 株式会社 ■■■の農業部門の利益です。

堀江委員 ■■■万円が5年後に■■■■万円は理解できません。

事務局長 先ほど、農林水産省からの説明があった通り、年間所得の計算の仕方は、農業経営改善計画認定申請書上の計算式に基づいて割り出されるということで、実際の利益、当期損益計算書上の利益、或いは損益というわけではございません。農業部門だけで見ると、収益が■万円ということです。

あくまで、農業経営改善計画というのは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画を認定するにあたって、5年先の目標を掲げて頑張りたいという計画になりますので、計画書上は、目標年次である令和11年にはここまで持っていきたいという計画で、令和5年度にフォローアップが入りました。

聞き取り調査の中でフォローアップはさせていただいていますが、株式会社 ■■■■■ 自体が米の卸がメインで、サイドビジネス的な観点で農業参入してきた会社で、メインは卸の会社ということでございます。

農業部門だけで利益が上がっていないというのは現状であるので、その反省も含めて、と、かつこの地域の農地の担い手も、やっていこうということで、分散錯圃という状態を解消して、農地の集積だけでなくて集約化もしないところもすごい条件悪い地域に対して、ほ場整備入っていないところもありますので、そのあたりは、市としても、株式会社 ■■■■■ に対してしっかりフォローアップをしていくものと、農業委員会事務局の方ではそう判断しております。以上です。

議長 他にご意見ございませんか。

議長 意見がないようですので、議案第42号のうち、株式会社 ■■■■■ の案件について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 次の案件については、丸山 良作 委員 並びに藤原 正樹 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員と藤原委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、丸山委員・藤原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員 退席)

議長 それでは、議案第42号のうち農事組合法人 ■■■■■ の案件について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 農事組合法人 ■■■■■ 様についてご説明いたします。
議案第42号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。
議案27ページ及び審議参考資料の11ページをご覧ください。農業経

営改善計画の概要についてご説明いたします。

申請者の住所は、加古川市志方町高畑[REDACTED]。申請者は 農事組合法人 [REDACTED] 様です。農事組合法人 [REDACTED] 様は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案28ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は作付面積6,776.8a、生産量264tで、目標は作付面積6,100a、生産量226tです。小麦の現状は作付面積10,766.3a、生産量358tで、目標は、作付面積11,000a、生産量344tです。大豆の現状は作付面積985a、生産量9.3tで、目標は作付面積1,300a、生産量13tです。そばの現状は作付面積173.7a、生産量0.8tで、目標は作付面積180a、生産量1.6tです。野菜その他の現状は作付面積74.9a、生産量2.2tで、目標は作付面積83a、生産量3.1tです。

続きまして、議案29ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。農地の集積・集約を進めながら、全体的にブロックローテーションを組み、水稻や小麦・大豆等の作付けを行っていますが、生産の効率化を図るために、ほ場に適した品目を考慮しながら作付けを行い、環境に配慮した持続性の高い農業生産方式を拡大して行くことにより、化学肥料削減の実施、それに伴う労力等の削減にも寄与します。持続性の高い農業については、緑肥等の成分・効能を利用しながら、実施するほ場の面積増加を行います。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現状は、麦・大豆・水稻を主に栽培を行っていますが、新しい農産物・花木・菜種等の栽培、及び新しい栽培技術の取組みを行い、地元産の価値・ブランド化を進め販路の拡大につなげていきます。小麦・大豆等についても、慣行栽培を行うのではなく、新技術の情報収集を行い単収の増加に努めていくと同時に農作業全般に機械化・デジタル化された機械の導入を早期に行います。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。少子高齢化が急速に進み、農業従事者の75%以上が70歳以上の高齢者であり、農作業持続に危機感を抱いている状況です。都会居住の、農業に興味のある人たちに広く作業従事してもらい、地域の農地を守っていくため関係機関との連絡調整を行っていきます。また、臨時雇用でなく、常勤雇用が進むように農作業や加工についても進めていきます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番の都倉です。農事組合法人 [] の農業経営改善計画について、農業委員室にて代表の [] さんにお越しいただき、4月16日火曜日、馬田会長と私、事務局は桑山局長他2名、また、農林水産課職員2名同席のもと、その計画内容について聞き取り調査を行いましたので、報告します。

はじめに、前回の認定時に掲げた目標の達成状況についてお尋ねしたところ、面積、生産量ともに目標を達成されたとのことでした。支店ごとに作付けの状況は異なりますが、いずれも水稻・小麦を作付けしながら、それぞれのほ場に適した作物を栽培してこられました。これからの作付についても、水稻・小麦を中心にしながら、全体では大豆の作付面積の割合を増やしていく計画だと伺いました。

野菜はたくさん作れば儲かるというわけではありませんが、補助金の支給がある作物を栽培することで、加工品の販売売上がそれほど増えなくても安定した収入を得られるそうです。また、懸案であった後継者については、少数ではあるものの65歳ぐらいの方の加入があり、人手が不足で困るということなく、営農していけるだろうと話しておられました。

農業を継続していくにあたって、肥料高騰の影響は大きく、また、小麦の買取価格の下落も話題となりましたが、JAの支援金制度を活用できたことで大きな問題とはならなかったそうです。安定した農業経営を続けるため、色鮮やかで健康志向の人に好まれるビーツやえごま栽培も計画されています。単独では難しい加工品については、たかみくらファームなどとのコラボによる商品開発を行い、購入された方からの喜びの声をうけ、新しい挑戦を続けていきたいとも話しておられました。

地域の営農組合として、生産方式・経営の合理化を図り、遊休農地を利用集積し、経営面積の拡大を図ることを目標設定されており、地域農業の発展につながると考えられ、その計画は適正であると判断します。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第42号のうち、農事組合法人 [] の案件について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。この案件について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第42号のうち、農事組合法人 ■■■■■の案件について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

それでは、丸山委員・藤原委員に着席願います。

(丸山 良作 委員、藤原 正樹 委員 着席)

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時45分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年4月24日

署名委員(7番)

署名委員(10番)

